

交付又は支出先法人名称	契約の相手方の 法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費 一口当たりの金額、もしくは 最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分
公益財団法人農学会	2010005018695	共催負担金	200,000		平成29年 6月19日		公財	国認定
公益社団法人日本監査役協会	3010005017481	会費	220,000	1名:100,000円 2名以上*1人当たり 60,000円加算	平成29年6月2日	独立行政法人通則法等の改正により監事の機能強化が図られ、監査実務に関する会議・研修、情報共有・意見交換等、最新情報の入手が必要なため。	公社	国認定
公益社団法人農業農村工学会	8010405010362	論文投稿料	517,320		平成29年 5月12日 5月26日 7月 7日 7月28日 8月18日 9月19日 9月25日		公社	国認定
公益社団法人日本獣医学会	3010005018190	論文投稿料	318,000		平成29年 6月 2日 6月 9日 6月 9日 7月 3日 8月 4日 8月 9日 8月14日 8月30日		公社	国認定
公益社団法人日本畜産学会	7010505000099	論文投稿料	155,520		平成29年 6月 2日 8月14日		公社	国認定
公益社団法人日本広報協会	8011105005388	受講料	287,580		平成29年 6月15日		公社	国認定
公益財団法人つくば科学万博記念財団	1050005010724	受講料	1,053,800		平成29年 7月28日		公財	国認定
公益社団法人畜産技術協会	3010005003795	学会誌	272,800		平成29年 9月15日 9月22日 9月28日		公社	国認定

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。